

木造住宅の耐震性を高めるために助成内容を一部拡充

■木造住宅耐震改修費助成事業

助成事業名	助成額	対象となる住宅および工事	
		昭和56年5月31日以前に着工された住宅	平成30年6月18日大阪府北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅
耐震改修費助成事業(本格改修) 耐震性能(評点)を1.0以上に向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の7分の6 (最大150万円)	○	×
耐震改修費助成事業(簡易改修) 耐震性能(評点)を向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4 (最大40万円)		○
耐震シェルター設置費助成事業 住宅の室内(主に寝室)に強固な構造物を設置し、地震により住宅が倒壊しても生命を守る空間を設置する工事に助成します。	対象工事費の4分の3 (最大30万円)	○	×

元日に発生した「令和6年能登半島地震」では、家屋の倒壊等の大きな被害がありました。このことを受け、市内の木造住宅の耐震化率を向上させるために木造住宅耐震改修費助成事業(本格改修)の助成率(5分の4→7分の6)と助成限度額(100万円→150万円)を令和7年度までの2年間拡充します。

過去に簡易改修の助成を受けた住宅でも、本格改修の助成が受けられます。この機会に住宅の耐震性能向上についてご検討ください。

※この場合、助成の限度額は以前に簡易改修により助成を受けた額を差し引いた額となります。

市内の木造住宅を対象に、耐震診断(一般診断)を行う耐震診断士派遣事業と耐震性を向上させる改修工事に助成する耐震改修費助成事業を実施します。

なお、募集戸数は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

▼対象となる住宅 次のAとBのいずれにも該当する木造住宅

A 昭和56年5月31日以前に着工された住宅もしくは平成30年6月18日の大阪府北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅

B 延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供している住宅

▼自己負担 1戸あたり30000円

■2 木造住宅 耐震改修費助成事業 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されている住宅の耐震性能を向上させる改修工事に助成します。

▼注意事項

- ※丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象外です。
- ※申請前に耐震設計や耐震改修工事(簡易改修、シェルター設置を含む)の契約締結および工事着工をした場合は助成対象外です。
- ※申請者は住宅の所有者または居住者に限り、また、賃貸住宅などは所有者の同意が必要です。
- ※市が助成金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。
- ※対象となる認定シェルターについては、お問い合わせください。

■申請書に添付書類を添えて、4月15日(月)～12月27日(金)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時除く)に都市整備課(☎983-5049)へ
※申請書は、都市整備課窓口、市ホームページから入手可。

住宅耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

■減額要件

- ▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
- ▶令和8年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

■減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産

税額を減額します。

- ▶令和8年3月31日までに改修工事が完了=1年間
- ▶通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了=2年間

■減額する額 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の2分の1相当額を減額(改修により、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2相当額)

■手続き 改修工事完了後3カ月以

内に、次の書類を提出してください。

- ▶住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ▶地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した家屋であることを示す証明書
- ▶工事関係書類(工事明細書・領収書の写しなど)

※認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。

※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係(☎983-2480)

固定資産の価格等の縦覧ができます

☎税務課資産税係(☎983・2480)

土地または家屋の固定資産税の納税者の皆さんは、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、市内の他の土地または家屋の価格との比較ができるよう縦覧帳簿を見ることが出来ます。

縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)(土・日・祝日除く)

時間 午前9時～午後4時

※納税者は所有される固定資産に応じた縦覧帳簿を無料で縦覧できます。

縦覧場所 税務課資産税係

縦覧に必要なもの 納税通知書(ない場合はマイナンバーカード・運転免許証など、本人確認できるもの)

縦覧期間中は無料で名寄せの交付が受けられます。時間、縦覧場所、無料交付に必要なものは、前述のとおりです(縦覧期間以外の名寄せの交付については、1件3000円の手料をいただきます)。

市税等の納付は 便利な口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限日に指定の口座から自動的に振替(払込)しますので、納め忘れがありません。

申し込みは、引き落としを希望する月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関に依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料1000円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都市方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること

税務課市民税係(☎983・2481)、国民健康保険料に関すること

☎国民健康保険料に関すること

☎国保医療課国保年金係(☎983・2962)

令和6年4月から 一部区域でごみの収集曜日が変わります

令和6年4月から右記の区域において、プラマーク製品と燃やさないごみの収集曜日が変わりますので、ご注意ください。他の区域は、収集曜日に変更はありません。なお、3月中旬ごろに全戸配布したチラシ「令和6年度八幡市環境事務所からのお知らせ」には、ごみの出し方等を掲載しておりますので、ご確認ください。

☎環境業務課(☎983-5340)

区域名	プラマーク製品・燃やさないごみ	
	変更前	変更後
男山泉(橋本南山線より東側)	木	水
男山松里(橋本南山線より北東部)	水	火
美濃山千原谷	月	水
八幡安居塚(北側:主要道路沿い集積場)	水	火
八幡中ノ山(87番地)	水	火
八幡福祿谷※プラマーク製品・燃やさないごみが火曜日の区域は変更なし。	水	火

※燃やすごみの収集曜日の変更はありません。